

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年総社市規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(指定工事店の指定申請) 第3条 略 2 条例第6条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 略 (7) 営業所の所在地の<u>土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書及び営業所の所在地の土地建物が貸借の場合にあっては、土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写し</u> (8) 申請者に係る市町村税のすべての税目を記載した完納証明書（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るものを含む。）<u>。ただし、完納証明書の添付が困難な場合にあっては、最新の納税証明書</u> (9) 条例第6条の3第5号に該当しない者であることの誓約書（様式第5号） (10) 略</p>	<p>(指定工事店の指定申請) 第3条 略 2 条例第6条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 略 (7) 営業所の所在地の<u>固定資産税評価証明書、土地建物の貸借契約書の写し又は土地建物登記簿謄本</u> (8) 申請者に係る市町村税のすべての税目を記載した完納証明書（申請者が法人である場合にあっては、その代表者に係るものを含む。） (9) <u>申請者が条例第6条の3第5号アに該当しない者であることを証する書類（申請者が法人である場合には、その代表者に係るものに限る。）及び同号イからオまでに該当しない者であることの誓約書（様式第5号）</u> (10) 略</p>

改正後	改正前
<p>3及び4 略 (指定の更新)</p> <p>第4条 条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する年の6月に、公共下水道排水設備指定工事店指定更新申請書(様式第6号)に、前条第2項第1号、第3号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる書類並びに条例第6条の6第1項の規定により交付を受けた公共下水道排水設備指定工事店証(様式第7号。以下「指定工事店証」という。)の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定工事店証の書換え交付申請)</p> <p>第9条 指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに公共下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書(様式第8号)に変更の事実を証する書類及び当該指定工事店証を添えて、市長に提出し、指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。</p> <p>(指定工事店証の再交付申請)</p> <p>第10条 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第9号)に住民票の写し(法人にあっては、その代表者に係るもの)及び指定工事店証(き損した場合に限る。)並びに法人にあっては、登記事項全部証明書及び定款の写しを添えて、市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店変更届出書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる変更の場合には、履歴事項全部証明及び定款の写し並びに条例第6条の3第5号オに該当しない者であること誓約書</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、住民票の写し、条例第6条の3第4号に該当することを証する書類、同条第5号アからエまでに</p>	<p>3及び4 略 (指定の更新)</p> <p>第4条 条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する年の6月に、公共下水道排水設備指定工事店指定(更新)申請書(様式第1号)に、前条第2項各号に掲げる書類及び条例第6条の6第1項の規定により交付を受けた公共下水道排水設備指定工事店証(様式第6号。以下「指定工事店証」という。)の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定工事店証の書換え交付申請)</p> <p>第9条 指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに公共下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書(様式第7号)に変更の事実を証する書類及び当該指定工事店証を添えて、市長に提出し、指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。</p> <p>(指定工事店証の再交付申請)</p> <p>第10条 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第8号)にき損した指定工事店証を添えて、市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 条例第6条の8の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店変更届出書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる変更の場合には、履歴事項全部証明及び定款の写し並びに条例第6条の3第5号オに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、住民票の写し、条例第6条の3第4号に該当することを証する書類、同条第5号アに該当しない</p>

改正後	改正前
<p>該当しない者であること<u>の誓約書並びに法人にあっては、履歴事項全部証明及び定款の写し</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、<u>営業所の所在地の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書</u>、営業所の平面図、付近見取図及び写真並びに<u>営業所の所在地の土地建物が貸借の場合にあっては、土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写し及び法人にあっては、履歴事項全部証明</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 前項第6号に掲げる変更の場合には、責任技術者証及び雇用関係を証する書類並びに<u>条例第6条の3第5号イからエまでに該当しない者であること</u> <u>の誓約書</u></p> <p>(7) 略 (廃止等の届出)</p> <p>第13条 条例第6条の8の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書（<u>様式第11号</u>）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出書には、指定工事店証を添付しなければならない。</p> <p><u>様式第1号（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第3号（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第4号（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第5号（第3条、第12条関係）</u></p>	<p><u>ことを証する書類及び同号イからエまでに該当しない者であることを誓約する書類並びに法人にあっては、履歴事項全部証明及び定款の写し</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる変更の場合には、指定工事店証、<u>固定資産税評価証明書又は土地建物の貸借契約書の写し若しくは土地建物登記簿謄本</u>、営業所の平面図、付近見取図及び写真並びに<u>法人にあっては、履歴事項全部証明</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 前項第6号に掲げる変更の場合には、責任技術者証及び雇用関係を証する書類並びに<u>条例第6条の3第5号イからエまでに該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(7) 略 (廃止等の届出)</p> <p>第13条 条例第6条の8の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書（<u>様式第10号</u>）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出書には、指定工事店証を添付しなければならない。</p> <p><u>様式第1号（第3条、第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第5号（第3条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
(別紙のとおり)	
<u>様式第6号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)	
<u>様式第7号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第6号(第4条関係)</u> 略
<u>様式第8号(第9条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第7号(第9条関係)</u> 略
<u>様式第9号(第10条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第8号(第10条関係)</u> 略
<u>様式第10号(第12条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第9号(第12条関係)</u> 略
<u>様式第11号(第13条関係)</u> (別紙のとおり)	<u>様式第10号(第13条関係)</u> 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公共下水道排水設備指定工事店指定申請書

総社市長 様

申 請 者	ふりがな 名 称				
	代 表 者	住 所			印
		ふりがな 氏 名			
		役職名			
		電 話	()		
ふりがな 営業所所在地		〒			
		電話	()		
		F A X	()		

※ 代表者の住所は、住民票にある住所を記載すること。

印鑑は、法人の場合は代表者印、個人の場合は登録印を押印すること。

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票
- 2 法人にあっては、定款の写し及び履歴事項全部証明書
- 3 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- 4 責任技術者名簿（様式第2号）及び責任技術者証の写し
- 5 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する機械器具調書（様式第3号）
- 6 営業所の平面図及び付近見取図（様式第4号）並びに写真
- 7 営業所の所在地の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書
（土地建物が貸借の場合は、土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写しも必要）
- 8 市町村税のすべての税目を記載した完納証明書又は最新の納税証明書（法人の場合は代表者及び法人の両方が必要）
- 9 誓約書（様式第5号）
- 10 印鑑証明書（個人の場合のみ）

年 月 日

責任技術者名簿

総社市長 様

指 定 番 号 第 号

名 称

〒

営業所所在地

電話

代表者氏名

印

ふ り が な 責任技術者名	住 所	登録番号	摘要

(注) 摘要欄には、専属・所属の別を記入すること。

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証（表，裏面）の写し
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ（専属する責任技術者に限る）
 - ① 組合健康保険，政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険被保険者証は除く）あるいは確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ② 賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書の写し

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	数 量	備 考
管の切断用の機械器具			
測量用の機械器具			
掘削用の機械器具			
埋め戻し用の機械器具			

(注)

- 1 名称の欄には金切り鋸等の『管の切断用の機械器具』，レベル，テープ等の『測量用の器具』，スコップ，つるはし等の『掘削用の機械器具』，タンパ等の『埋め戻し用の機械器具』その他これらと同等以上の機能を有するものを記入すること。
- 2 写真添付のこと。
 - ※ 写真はL判以上で，A4サイズにまとめること。
 - ※ 機械器具調書の数量，内容と一致させること。
 - ※ 写真の説明を入れること。

営業所の平面図及び付近見取図

<p>平面図</p> <p style="text-align: right;">面積 m²</p>
<p>付近見取図</p>

- (注) 1 営業所の写真は、外部（外観、看板、資材置き場）及び内部（事務所、資材置き場内）の状態がわかるものを数枚用意すること。
- 2 平面図は、事務所内の間口及び奥行き寸法、電話・机等の設備状況を記入すること。
- 3 付近見取図は、主な目標物を入れて分かりやすく記入すること。

誓 約 書

年 月 日

総社市長 様

申請者

名 称

営業所所在地

代表者氏名

㊞

総社市公共下水道排水設備指定工事店の指定の申請（変更）にあたり，総社市公共下水道条例（以下「条例」という。）第6条の3第5号に記載された下記のうち，○印を付けたものについて該当しないことを誓約します。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 条例第7条第2号から第7号までの規定により指定を取り消され，その取り消された日から2年を経過していない者
- ウ 責任技術者に係る登録を取り消された日から2年を経過していない者
- エ その業務に関し，不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 法人の役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

※ 誓約の内容

- ・指定工事店の指定申請をするとき（総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（以下「規則」という。）第3条第2項第9号）・・・・・・・・・・ア～オ
- ・指定工事店の組織を変更したとき（規則第12条第2項第1号）・・・・・・・・・・オ
- ・指定工事店の代表者に異動があったとき（規則第12条第2項第3号）・・・・・・・・ア～エ
- ・専属する責任技術者に異動があったとき（規則第12条第2項第6号）・・・・・・・・イ～エ

公共下水道排水設備指定工事店指定更新申請書

総社市長 様

申 請 者	ふ り が な 名 称				
	代 表 者	住 所			印
		ふ り が な 氏 名			
		役職名			
		電 話	()		
ふ り が な 営業所所在地		〒			
		電話 ()			
		FAX ()			

※ 代表者の住所は、住民票にある住所を記載すること。

印鑑は、法人の場合は代表者印、個人の場合は登録印を押印すること。

公共下水道排水設備指定工事店の指定の更新申請にあたり、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）第6条の3第2号、第3号及び第5号に適合していることを誓約します。

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）の住民票
- 2 専属することとなる責任技術者の雇用関係を証する書類
- 3 責任技術者名簿（様式第2号）及び責任技術者証の写し
- 4 市町村税のすべての税目を記載した完納証明書又は最新の納税証明書（法人の場合は代表者及び法人の両方が必要）
- 5 印鑑証明書（個人の場合のみ）
- 6 指定工事店証の写し

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店証

総社市長



総社市公共下水道条例第6条の規定により総社市公共下水道排水設備指定工事店として指定したことを証する。

指 定 番 号	第 号
名 称	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書

総社市長 様

申請者	指定番号	第 号
	ふりがな 名称	
	ふりがな 代表者氏名	⑩
	営業所所在地	〒 電話 ()
[変更の内容及び理由]		

[添付書類]

- 1 変更の事実を証する書類
- 2 指定工事店証

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

総社市長 様

申 請 者	指定番号	第 号
	ふりがな 名 称	
	ふりがな 代表者氏名	④
	営業所所在地	〒 電話 ()
〔理由及び経過説明〕		

〔添付書類〕

- 1 住民票（法人の場合は代表者）
- 2 登記事項全部証明書及び定款の写し（法人の場合）
- 3 指定工事店証（き損した場合）

公共下水道排水設備指定工事店変更届出書

総社市長 様

指定番号 第 号
 名称
 電話
 代表者氏名 ㊟

下記のとおり変更を生じたので、総社市公共下水道条例第6条の8の規定により届け出ます。

異動事項	新	旧

(注) 異動事項欄には、下表の欄から該当するものを選んで記入すること。

異動事項	添付書類
組織 (役員の変更を含む)	履歴事項全部証明書・定款の写し(法人のみ), 誓約書
名称	履歴事項全部証明書・定款の写し(法人のみ), 指定工事店証
代表者	履歴事項全部証明書・定款の写し(法人のみ), 指定工事店証, 誓約書, 住民票, 完納証明書又は最新の納税証明書
営業所移転	履歴事項全部証明書(法人のみ), 指定工事店証, 営業所の土地建物の固定資産税評価証明書又は土地建物登記事項全部証明書(土地建物が貸借の場合は, 土地建物の貸借契約書の写し又は承諾書の写しも必要), 営業所の平面図, 付近見取図及び写真(外観, 内部・設備及び器材設置場所)
営業所仮移転	営業所の平面図及び付近見取図, 写真(外観, 内部・設備及び器材設置場所)
責任技術者の専属	責任技術者証, 雇用関係を証する書類, 誓約書
電話番号	
住居表示の変更	指定工事店証, 住居表示の変更の分かる書類(変更後の住民票又は変更後の履歴事項全部証明書でも可)

公共下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届出書

総社市長 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

総社市公共下水道条例第6条の8の規定に基づき、総社市公共下水道排水設備指定工事店として事業の（廃止・休止・再開）の届出をします。

申 請 者	指定番号	第 号
	ふりがな 名 称	
	ふりがな 代表者氏名	
	営業所所在地	〒 電 話 ()
〔理 由〕		

〔添付書類〕

- 1 指定工事店証（廃止の場合）